

雑学

JJ1SXA/池

人一倍

一寸前、NHK の番組、「チョコちゃんに叱られる」で、他人の倍も働いたということを表す言葉は、「人一倍」働いただ、倍働いたのに何故一倍だと言うのがテーマだった。

日本では、江戸時代以前においては東洋数学の定義が用いられてきた、例えば、「一倍」とは今日で言うところの 2 倍に該当する。

また同じく「半倍」とは、今日で言うところの 1.5 倍に該当するが、近代以後に西洋数字が用いられるようになるとその意味合いも変化して、今日のように乗法を指すようになった。

1875 年(明治 8 年)12 月 2 日に出された太政官布告第 183 号において、こうした倍表示が禁止されるに至った。(一倍は二倍とする)

もっとも、こうした理解には異説がある。

養老律令の雑令に記された出挙の利息制限について記された「一倍」は現在と同じ 1 倍(=100%)を指しており、「法曹至要抄」(中巻 87 条)や鎌倉幕府の追加法でもこれを踏襲している。

一方、「今昔物語集」(巻 14 第 38)には、利息としての「一倍」(すなわち 100%)と元本と合わせた「一倍」(すなわち、 $100+100=200\%$)が併用して用いられている。

そして、江戸時代の「日葡辞書」や井原西鶴「日本永代蔵」では、「一倍」は 2 倍(200%)の意味で記されている。こうした変遷から、本来は 100%の利息を指して「一倍」の利息と称していたものが、中世になると元利合計の 200%をもって「一倍」と称するようになり、中世後期から江戸時代にかけて「一倍」=200%とする考えが社会に定着したとするものである。

「人一倍」という言葉は近代以前の用法の名残であり、単独で「倍」と使われた場合は「二倍」を意味する。

立ちションは犯罪だ

Why can't women pee outdoors like men?

意味は「なぜ女性は男性のように外でおしっこできないのか？」

元ソースは、女性の問題を深刻にユーモラスに報じている BBC の Podcast。

と言うことは、イギリスでは男性の立ちションは有りということか？

日本には禁止の法律があるが、余り周知されていないということか、知っているが無視するのか、皆無とはいかない、それどころか、立ちションは男性の特権だぐらいに思っている者が多いようだ。

軽犯罪法・第一条では、「左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する」となっており、二十六号で「街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんつばを吐き又は大小便をし、若しくはこれをさせた者」となっている。

街路等での立ちションは、拘留又は科料に処せられる、れっきとした犯罪だ。